◆資料B◆

購読者各位

九月以来の新聞休刊をつづしんでおわび申し上げます。これはもっぱら新聞の編集を担当しております学生編集員の間に、編集方針をめぐって深刻な対立があり、この抗争のため、かねて新聞発行業務が停滞しておりましたが、九月からは分裂が表面化し、止むなく停刊が続いた次第でございます。

現在学生編集員の自主性を尊重し、その自治能力回復による事態解決を、教育的見地に立って期待しておりますので、どうか今しばらくお許し下さい。

当理事会におきましては自主的解決をみるよう、引き続き指導し、大学新聞本来の使命を達成すべく努力しておりますので事情ご了承の上、ご寛容のほどお願い申し上げる次第でございます。

明治大学新聞学会
理事長　印南　博吉
【抜粋】

◆資料C◆

参与会答申案

明治大学新聞学会印南博吉理事長より、参与会に対し、新聞学会定款第二章十三条第二項にもとづく、新聞学会の当面問題について諮問があったので下記のとおり答申します。

はじめに　新聞学会の現有指導スタッフは、厳正中立にしてかつ革新的姿勢を持し、その勇気ある見識は学内外で高く評価されている。このように信望厚い理事会が、新聞学会の当面問題について、特に参与会の意見も徴され、今般の諮問となったことは、誠に意義深く、参与一同心から喜びとするものである。

大学新聞と学生新聞

「大学」が教育・研究を第一義とすることは言を待たない。よって、そこで発行される大学新聞も当然教育・研究の一環として位置づけられるものであり、大学を構成する教職員、校友、学生そしてその父兄など、いわゆる大学関係者のためのマスメディアの一つとして存在するものである。だから大学新聞の活動はこの地域社会とそれを構成するすべての人々のためになされるものであり、まず大学の大衆に愛され、信頼される存在でなくてはならない。

公器としての〝新聞〟の本質意義、その在り方等については、いまさら述べる必要もないと思う。しかし、大学新聞の多くがその編集、広告など制作上の実務の一部を教育的見地から有志学生に委託しており、そのためたまたま大学新聞の在り方が問われるような事例もあり、懸題が少なからず影響していることが考えられるので、われわれはここに「大学新聞」と、いわゆる「学生新聞」は本質的には全く異なるということを特記したい。

いわゆる「学生新聞」とは、学生の有志が、学生だけの手で任意に発行する新聞を指すものであり、当該学校またはある地域の学生を主な対象として、自己またはその属する集団の主義・主張を一方的かつ無制限に鼓舞するマスメディアである。もちろん言論の自由という見地からもこれら「学生新聞」には それなりの存在意義があり、編集員がこの新聞制作を利用するため校庭で声をからして立売りする姿、また、アルバイト収入を持ち寄って制作にはげむ真しな態度には、われわれも共鳴するところ少なくないのである。しかし、一方的かつ無制限な言論に大衆の支持を得ることは難しい。毎年たくさんの「学生新聞」が生まれ、消え、そして忘れられて行く事実がこれを物語っている。

「大学新聞」はそれがもつ公共性のゆえに責任観念と誇りをもたなければならない。これは、常に自らを律し、そして省みる心でもあると思う。それがあったならばこそ各大学の「大学新聞」が大衆に愛され、支持されて営々と献身を重ね、その経営基盤を確立できたのである。だからもしも「大学新聞」の既存の経営基盤に入り、その経済的恩恵に浴しながら、いわゆる「学生新聞」を志向する者があれば、それは極めて姑息な発想であり、自ら「精神の貞潔さ」を放棄した行為というべきだろう。

大学新聞としての明治大学新聞

知的レベルの高い学園大衆を読者対象とし、その公正なるオピニオンリーダーを志向するうえからも、大学新聞の業務はそれにふさわしいもの、例えば教職員などが担当すべきとの意見もあるが、明治大学新聞の場合は現行の形態が最も好ましいと思う。

すなわち、全学的規模で構成される評議員（参与選出十名を含む）から選任された指導スタッフ＝理事会の管理のもと、新聞制作を希求する有志学生の実習的要件をもつ業務に限り、所定の選考課程を経た学生（新聞学会員）に委託することは、教育的見地からも有意義なことであるからである。

しかし、その前提として、理事会と新聞学会員との間に明確な信頼関係が確立され、また新聞学会員が公器としての大学新聞の業務を委託されるにふさわしい資質レベルのものでなくてはならない。

われわれ参与も一員として明治大学新聞を「大学新聞」としてとらえ、励み、そしてその灯を引き継いで来たここをここに明言したい。なればこそ学園大衆の変わらない支持が寄せられ、学内外の民主的組織、団体との協力連帯が続いたのである。一方、大学が三十一年の学園革新以来、新聞発行のための補助を続けたゆえんもそこにあったと思う。

新聞学会の当面問題について

われわれ参与は、新聞学会の今日の情況に身を切られる思いで対応した。そしてこの事態の解決にあたられている印南理事長をはじめ理事各位のご尽力に心から感謝をささげると共に現在までに印南理事長がとられた処理の大要に支持を表明するものである。

われわれは教育的見地から、なおも学生の自治能力回復を期待する印南理事長の心情は理解するものの、すでに休刊四カ月に及んでいる事態にかんがみ、印南理事長の勇断を要請する時点が近ずいたと考える。もちろん、復刊を急ぐあまりに、心身に健全な資質に欠くものに業務を委託するなど、大学新聞の本道を逸脱するような事態を招来してはないと思う。重ねて言うならば、明治大学新聞は「大学新聞」であって「学生新聞」ではない。そしてわれわれの時もそうであったように、明治大学新聞の主人公は教職員、校友、学生、その父兄を包括したいわゆる学園の大衆であり、発行権・編集権にしても、学園の公正な手続きによって発行している「定款」にもとづく新聞学会理事会に在るとみるべきである。

なお、学会員総会にも在るとされている狭義の編集権は、あくまでも理事会より委託された業務の範囲に限られたもので、無制限のものではない。こうしたことは、理事会と、その業務委託を受けた学会員総会との間に信頼関係が確立している時には問題はないが、たまたまこの関係を逆用し、為にしようと企むものがいると、無用の混迷を惹起する因となる。よってできるだけ近い時期に明文化の要あるものと考える。

おわりに　今回の答申にあたり、討議の段階で事態解決のために参与会としての具体策を明示すべきとの意見もあった。しかし、われわれがこの期間に接した教職員および学内民主的組織団体のいずれもが印南理事長および新聞学会理事会に信頼を寄せ、事態を静観し解決を待つという見解を示していた。

よってわれわれの答申は、こうした情況も考慮して、かって明治大学新聞の実務に従事した体験にもとづく意見の表明にとどめることにしたものでもある。

またこの答申は事態の重要さにかんがみ特に卒業十五年以内の全論説主幹・幹事長・編集部長の連名で提出することをきめた。

なお、印南理事長の重ねての諮問があれば、われわれは早速にも参集し、参与会としての具体策を答申する用意があることを付記する。

昭和四十五年十二月十一日
明治大学新聞学会参与会
幹事長　曽藤貞喜

◆資料D◆

評議員会決定通知

二月十日開催の本学会評議員会の決定により、貴君への新聞編集の業務委託を解消したので通知します。

なお本学会員としての身分は消失した。よって以降、本学会員、編集部員等の名称を呼称することを認めません。

明治大学新聞学会
理事長　印南　博吉